牛肉の輸出・輸出先国の推移(金額ベース)

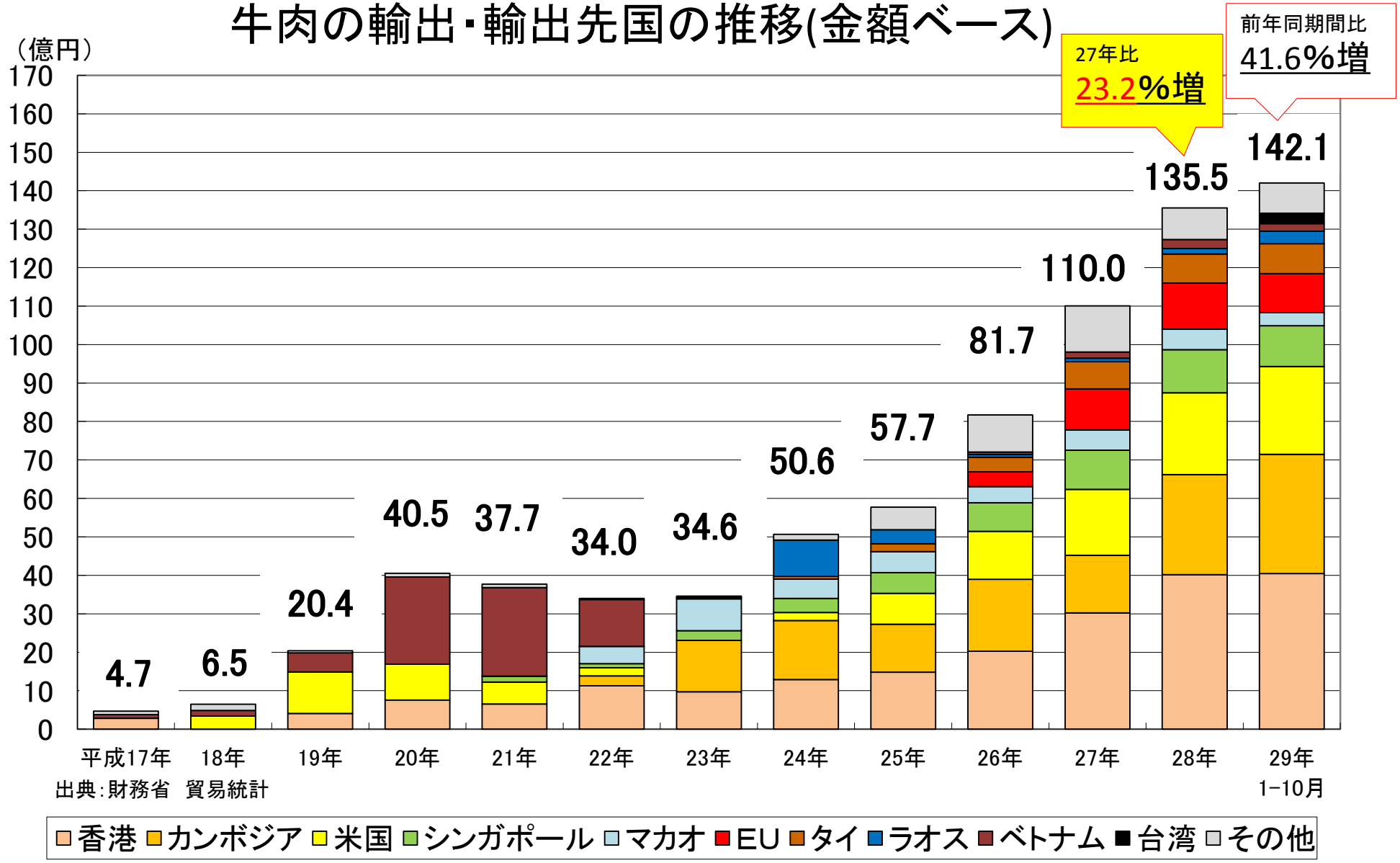

諸外国との検疫協議による輸出環境整備について

・　政府の掲げる農林水産物・食品の輸出額１兆円の目標を前倒しするためには、動物検疫上、輸出できる国・品目を広げ、畜産物の輸出のための環境整備を図ることが重要。
・　動物検疫に係る輸出解禁については、相手国への解禁要請をした後に、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
・　平成28年１月以降は、以下の国について、輸出規制が緩和・解禁。（平成29年11月現在）

タイ：牛肉の輸出規制緩和

・平成28年3月：
　貨物の第３国積み替え解禁
・平成28年9月：
　30箇月齢制限の撤廃

＜実績＞

	平成27年3月～平成28年9月	平成28年3月～平成29年9月	前年同月比
金額（円）	11.6億	12.9億	+11.2%
重量（kg）	182,512	205,285	+12.5%

※財務省貿易統計より

シンガポール：畜産物の携行品輸出解禁

・平成28年１月：
　豚肉、牛肉とこれらの加工品
・平成28年９月：鶏卵

＜要件＞

牛肉、豚肉等	国内産	個人消費	5kg以内
鶏卵	国内産	個人消費	30個以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易証明書（シール形式）を添付

＜実績＞
平成28年１月15日～平成29年10月31日
牛肉：**約4.5億円（24,527kg）**
豚肉：**約226万円（851kg）**
※動物検疫所検査実績による

ブラジル：畜水産物加工品の携行品輸出解禁

・平成28年7月：
　リオオリパラを前に解禁

＜要件＞

食肉加工製品	個人消費	10kg以内
卵由来製品	個人消費	5kg以内
肉を含む製菓	個人消費	5kg以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易証明書（シール形式）を添付

＜実績＞平成29年10月31日時点
ビーフジャーキー、ポークジャーキーの少量のお土産実績あり
※動物検疫所検査実績による

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

（平成29年10月31日現在）

品目		国・地域	貿易量（平成28年）
牛肉		香港、カンボジア、米国、EU、シンガポール、タイ、マカオ、ベトナム、タジキスタン、モンゴル、カナダ、ラオス、フィリピン、UAE、ニュージーランド、ロシア、インドネシア、スイス、メキシコ、ミャンマー、カタール、ブラジル、バングラデシュ、豪州（常温保存可能牛肉製品）※1、バーレーン、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ベラルーシ、台湾、マレーシア等	1,909トン（136億円）
豚肉		香港、マカオ、シンガポール、台湾、カンボジア、ベトナム等	1,658トン（9億円）
家きん肉		香港、カンボジア、ベトナム等	9,051トン（17億円）
殻付き家きん卵		香港、台湾※2、インドネシア、シンガポール等	3,244トン（9億円）
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ、韓国等	3,986トン（9億円）
	チーズ	台湾、香港、タイ、ベトナム、米国、韓国、マカオ等	629トン（10億円）
	育児用粉乳	ベトナム、香港、台湾、パキスタン、マカオ等	4,818トン（74億円）
	アイスクリーム	台湾、香港、シンガポール、米国、タイ、マレーシア、マカオ等	3,874トン（24億円）
牛皮		タイ、韓国、香港、台湾、ベトナム、インド等	6,785トン（13億円）
豚皮		タイ、台湾、韓国、ベトナム、香港、フィリピン等	65,368トン（97億円）

資料：財務省「貿易統計」

※1 牛肉の貿易量には含まない。
※2 2016年11月の高病原性鳥インフルエンザ発生により、輸出不可地域に指定

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

〇牛肉：豪州、中国、韓国、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ

〇豚肉：EU、米国、中国、韓国、タイ、フィリピン、メキシコ

〇家きん肉： EU、米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、モンゴル、 シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パキスタン、UAE

〇家きん卵： EU、米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE

〇乳・乳製品：EU、中国　　〇牛・豚原皮：中国

参　考　資　料

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生国・地域

国（農林水産省）

連携

都道府県（家畜保健衛生所）

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- 農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- 補完的に提供する埋却地の準備
- 防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- 動物、畜産物等の輸出入検疫
- 入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

患畜の早期の発見・通報

- 特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- 患畜等を発見した旨の届出

農場での飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準等）

- 飼養衛生管理基準の遵守
- 畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- 患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- 家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- 患畜等の早期の発見・通報の徹底

家畜の所有者

発生時には・・・ まん延防止対策

都道府県（家畜保健衛生所）

国（農林水産省）

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定（緊急防疫指針の策定）
財政支援（消毒費用等）
人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

人的支援
財政支援（疫学調査チームの派遣）

まん延防止措置

- 発生農場周辺の通行の制限・遮断
- 家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- 消毒ポイントを通行する車両の消毒
- 患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- 患畜等の速やかなと殺、殺処分
- 患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- 指定家畜の予防的殺処分（口蹄疫のみ）

発　生　農　場

国の財政支援

- 患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- 必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- 指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- 家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- 移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

世界における口蹄疫の発生状況

2017年6月20日現在

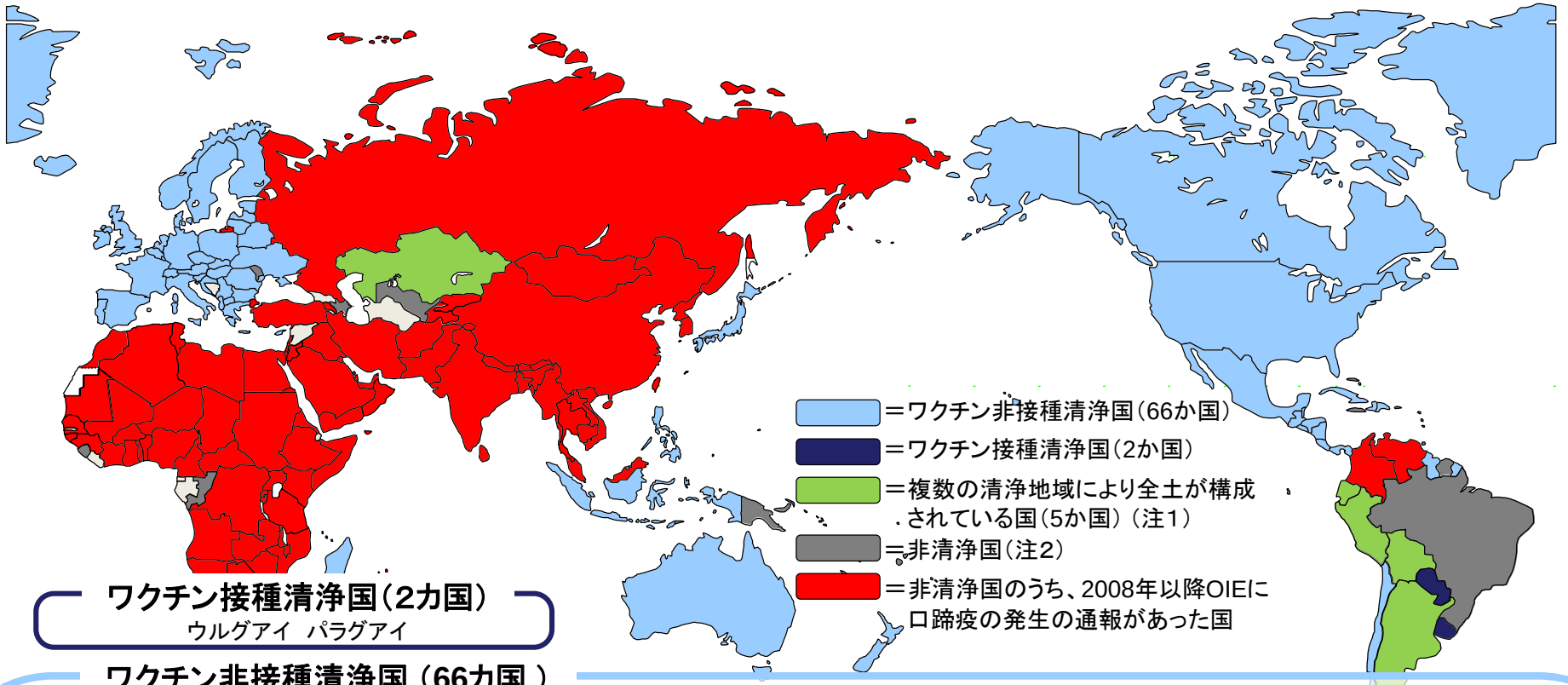

ワクチン接種清浄国（2カ国）

ウルグアイ　パラグアイ

ワクチン非接種清浄国（66カ国）

～ヨーロッパ（39カ国）～

アルバニア
オーストリア
ベラルーシ
ベルギー
クロアチア
キプロス
英国
サンマリノ共和国
チェコ
デンマーク
エストニア
フィンランド
マケドニア
フランス
ドイツ
ギリシャ
ハンガリー
アイスランド
アイルランド
イタリア
ラトビア
リトアニア
ルクセンブルク
マルタ
オランダ
ノルウェー
ポーランド
ポルトガル
ルーマニア
スロバキア
スロベニア
スペイン
スウェーデン
セルビア
モンテネグロ
ボスニア・ヘルツェゴビナ
スイス
ウクライナ
ブルガリア

～アジア（5カ国）～

日本
インドネシア
シンガポール
ブルネイ
フィリピン

～オセアニア（4カ国）～

オーストラリア
ニューカレドニア
ニュージーランド
バヌアツ

～アフリカ（3カ国）～

スワジランド
マダガスカル
レソト王国

～南北アメリカ（15カ国）～

カナダ
チリ
コスタリカ
キューバ
エルサルバドル
グアテマラ
ガイアナ
ホンジュラス
ニカラグア
パナマ
米国
ベリーズ
ドミニカ共和国
ハイチ
メキシコ

注1　国の全土が、ワクチン接種清浄地域及びワクチン非接種清浄地域により構成されている。①アルゼンチン：2つのワクチン非接種清浄地域と1つのワクチン接種清浄地域。②エクアドル：1つのワクチン非接種清浄地域と1つのワクチン接種清浄地域。 ③ペルー：1つのワクチン非接種清浄地域と1つのワクチン接種清浄地域。④ボリビア：1つのワクチン非接種清浄地域と1つのワクチン接種清浄地域。⑤カザフスタン：1つのワクチン非接種清浄地域と1つのワクチン接種清浄地域。

注2　非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域／ワクチン接種清浄地域を含んでいる国を含む。

注3　更新点：パラグアイ：ワクチン接種清浄国認定
　　カザフスタン：一部地域がワクチン接種清浄地域に認定

※ 出典：OIE
（清浄国・地域はOIE公式認定）

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2014年1月以降の発生）

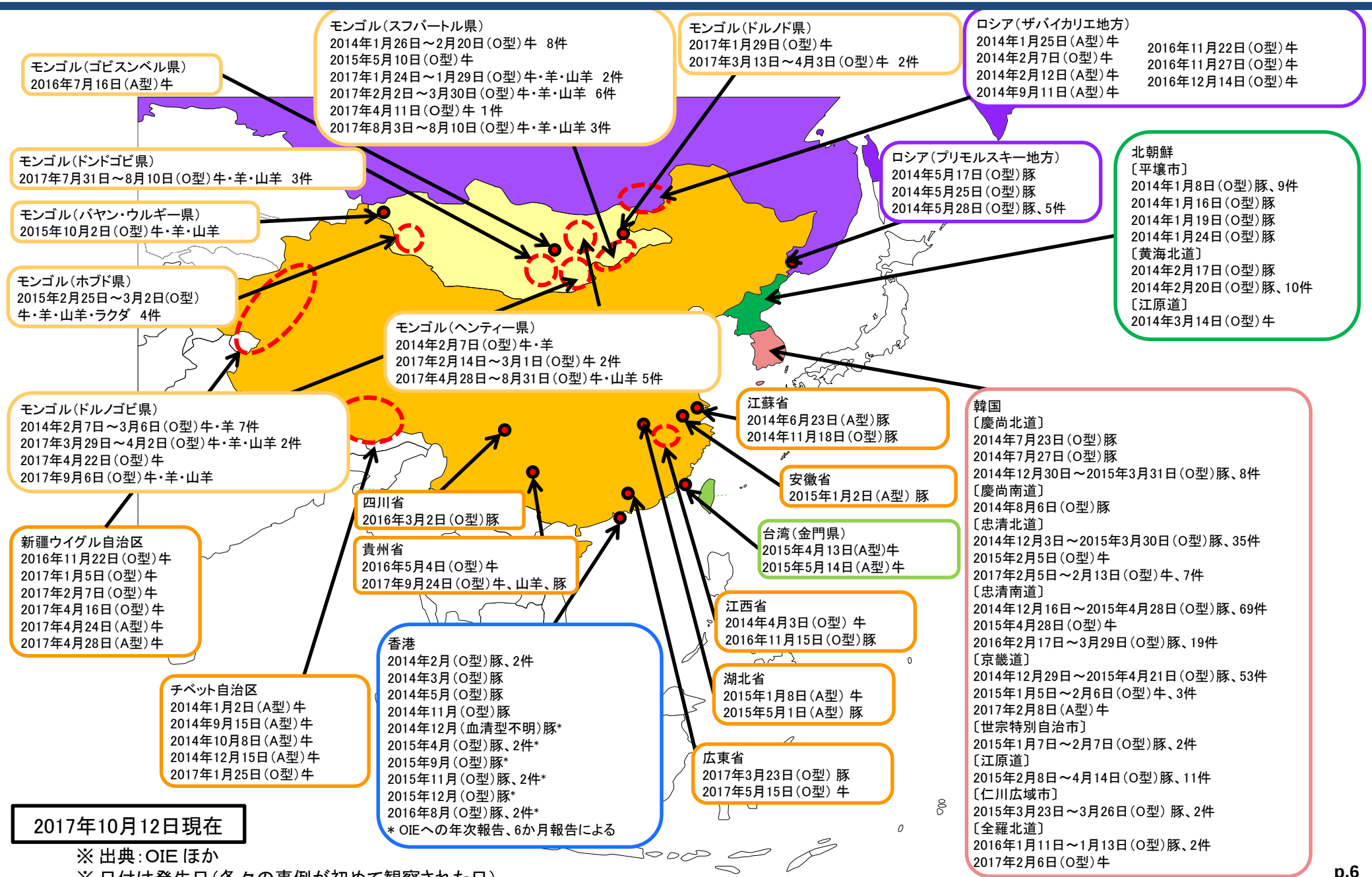

2017年10月12日現在

※ 出典：OIE ほか

※ 日付は発生日（各々の事例が初めて観察された日）

※ ロシアは極東ロシア及びザバイカリエ地方に限る

中国における口蹄疫の発生状況(2014年１月以降)

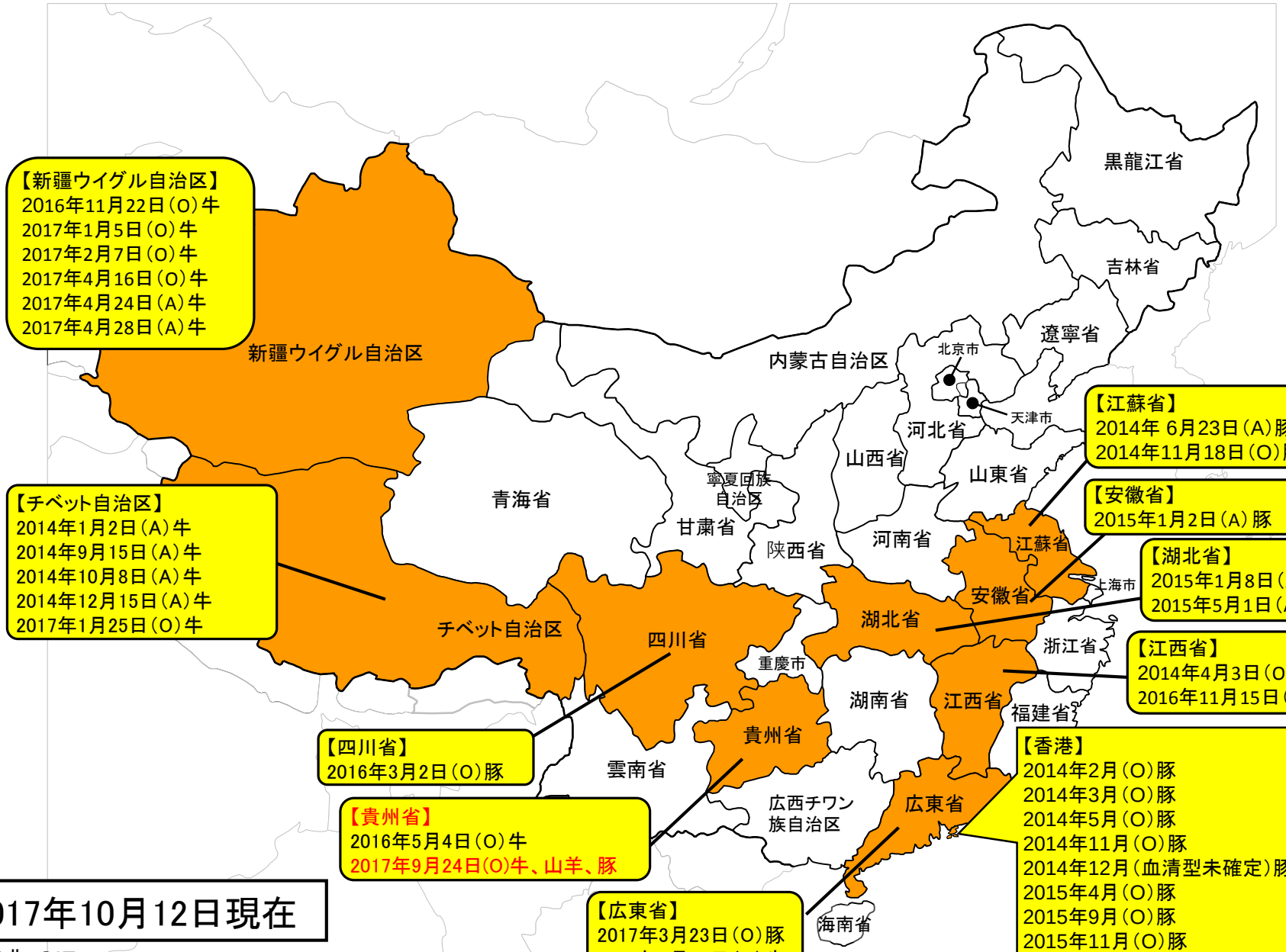

2017年10月12日現在

※ 出典:OIE
※ 日付は発生日

韓国における口蹄疫の発生状況
（2017年2月以降）

2017年3月28日現在

発生確認件数：9件
（O型8件、A型1件）

京畿道：1件
・漣川（ヨンチョン）郡
2017年2月8日　牛（A型）

忠清北道：7件
・報恩（ポウン）郡
2017年2月5日　牛（O型）
2017年2月9日　牛（O型）
2017年2月11日　牛（O型）
2017年2月12日　牛（O型）
2017年2月13日　牛（O型）3件

全羅北道：1件
・井邑（チョンウプ）市
2017年2月6日　牛（O型）

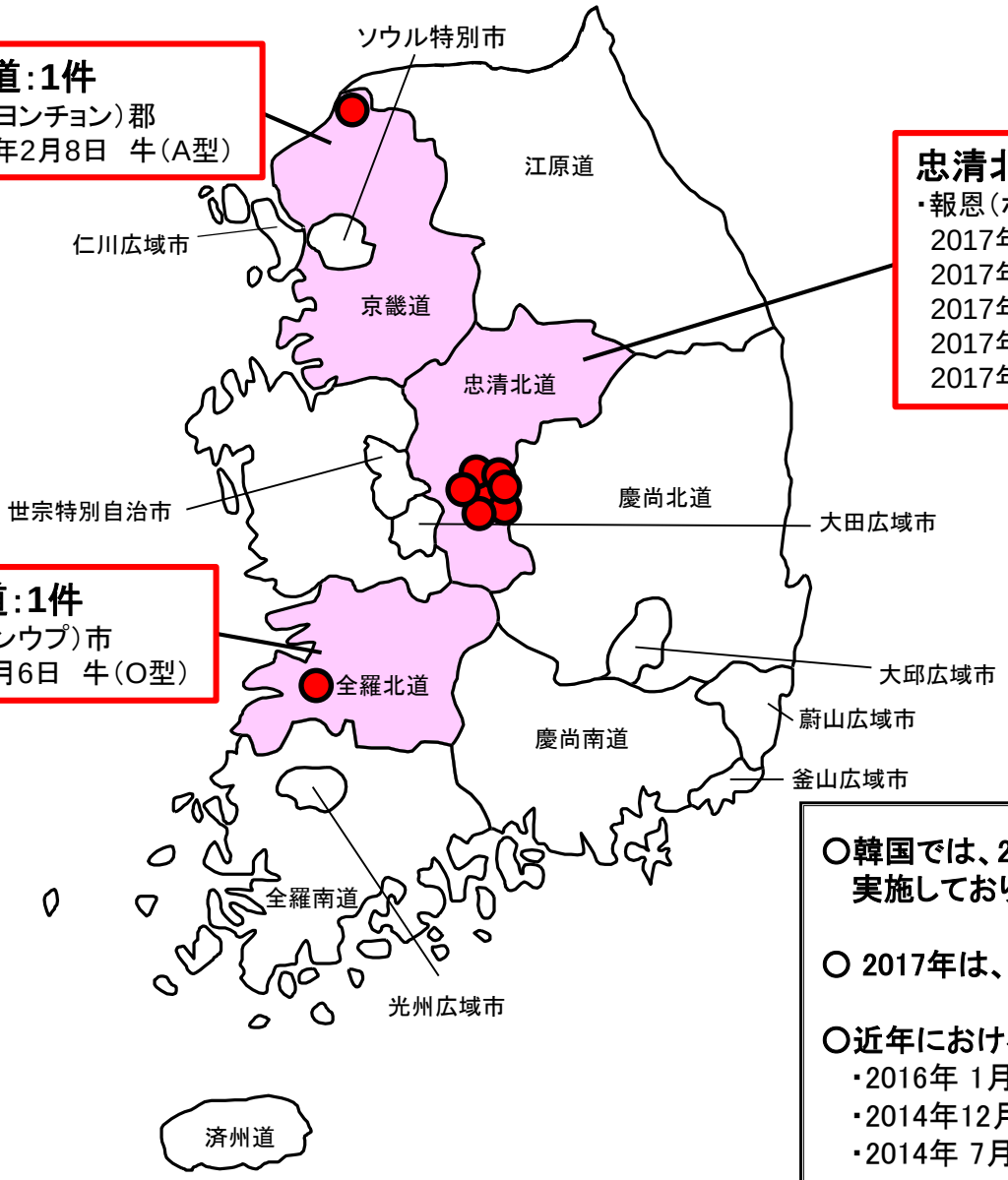

●：発生地点

※ 日付は申告日
※ 出典：韓国農林畜産食品部　等

○韓国では、2010年12月から全国的に口蹄疫のワクチン接種を実施しており、　繰り返し口蹄疫が流行

○ 2017年は、2種類（O型とA型）の口蹄疫ウイルスによる発生が確認

○近年における口蹄疫の流行（O型）
・2016年 1月　～　3月：21件（豚21件）
・2014年12月～翌年4月：185件（牛5件、豚180件）
・2014年 7月　～　8月：3件（豚3件）

欧州・ロシア等におけるアフリカ豚コレラの発生状況

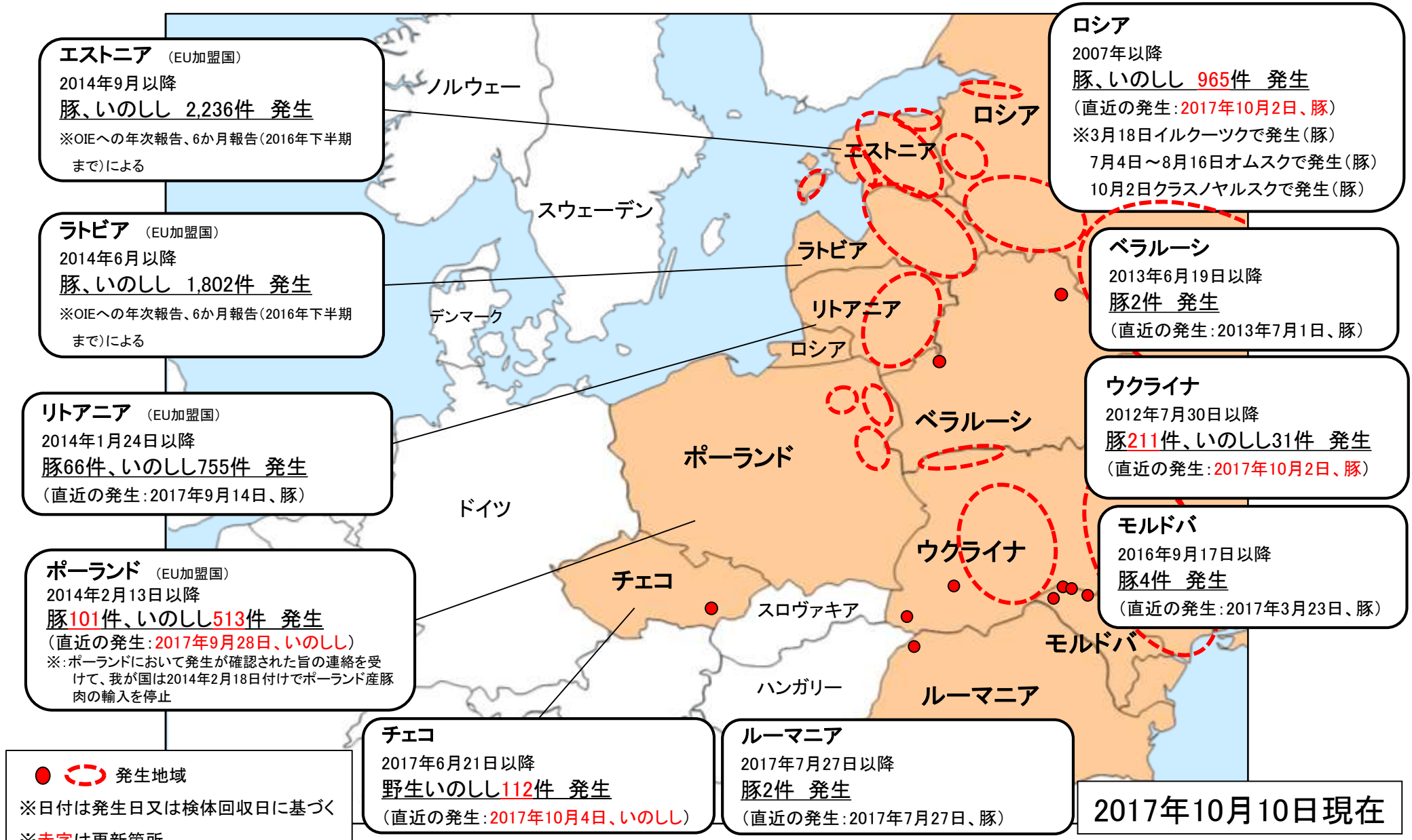

エストニア （EU加盟国）
2014年9月以降
豚、いのしし 2,236件 発生
※OIEへの年次報告、6か月報告（2016年下半期まで）による

ラトビア （EU加盟国）
2014年6月以降
豚、いのしし 1,802件 発生
※OIEへの年次報告、6か月報告（2016年下半期まで）による

リトアニア （EU加盟国）
2014年1月24日以降
豚66件、いのしし755件 発生
（直近の発生：2017年9月14日、豚）

ポーランド （EU加盟国）
2014年2月13日以降
豚101件、いのしし513件 発生
（直近の発生：2017年9月28日、いのしし）
※：ポーランドにおいて発生が確認された旨の連絡を受けて、我が国は2014年2月18日付けでポーランド産豚肉の輸入を停止

ロシア
2007年以降
豚、いのしし 965件 発生
（直近の発生：2017年10月2日、豚）
※3月18日イルクーツクで発生（豚）
7月4日～8月16日オムスクで発生（豚）
10月2日クラスノヤルスクで発生（豚）

ベラルーシ
2013年6月19日以降
豚2件 発生
（直近の発生：2013年7月1日、豚）

ウクライナ
2012年7月30日以降
豚211件、いのしし31件 発生
（直近の発生：2017年10月2日、豚）

モルドバ
2016年9月17日以降
豚4件 発生
（直近の発生：2017年3月23日、豚）

チェコ
2017年6月21日以降
野生いのしし112件 発生
（直近の発生：2017年10月4日、いのしし）

ルーマニア
2017年7月27日以降
豚2件 発生
（直近の発生：2017年7月27日、豚）

● ⬭ 発生地域
※日付は発生日又は検体回収日に基づく
※赤字は更新箇所

2017年10月10日現在

出典：OIE

豚コレラの発生状況

2017年3月3日現在

＝我が国が豚コレラの清浄性を認定し、生鮮豚肉の輸入を認めている国及び地域

（フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ハンガリー、チェコ、デンマーク、イタリア（サルジニア島を除く）、サンマリノ、オランダ、オーストリア、英国（グレートブリテン及び北アイルランド）、スペイン、ポルトガル、アイルランド、アイスランド、ベルギー、ドイツ、カナダ、米国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島）、メキシコ、北マリアナ諸島、コスタリカ、パナマ、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ、ニューカレドニア）

＝豚コレラの発生があるが、我が国が清浄性を認定した地域からのみ生鮮豚肉の輸入を認めている国

（フランス、ブラジル）

＝豚コレラの発生がある国（2007年1月から現在までに、OIEに発生の報告があった国）

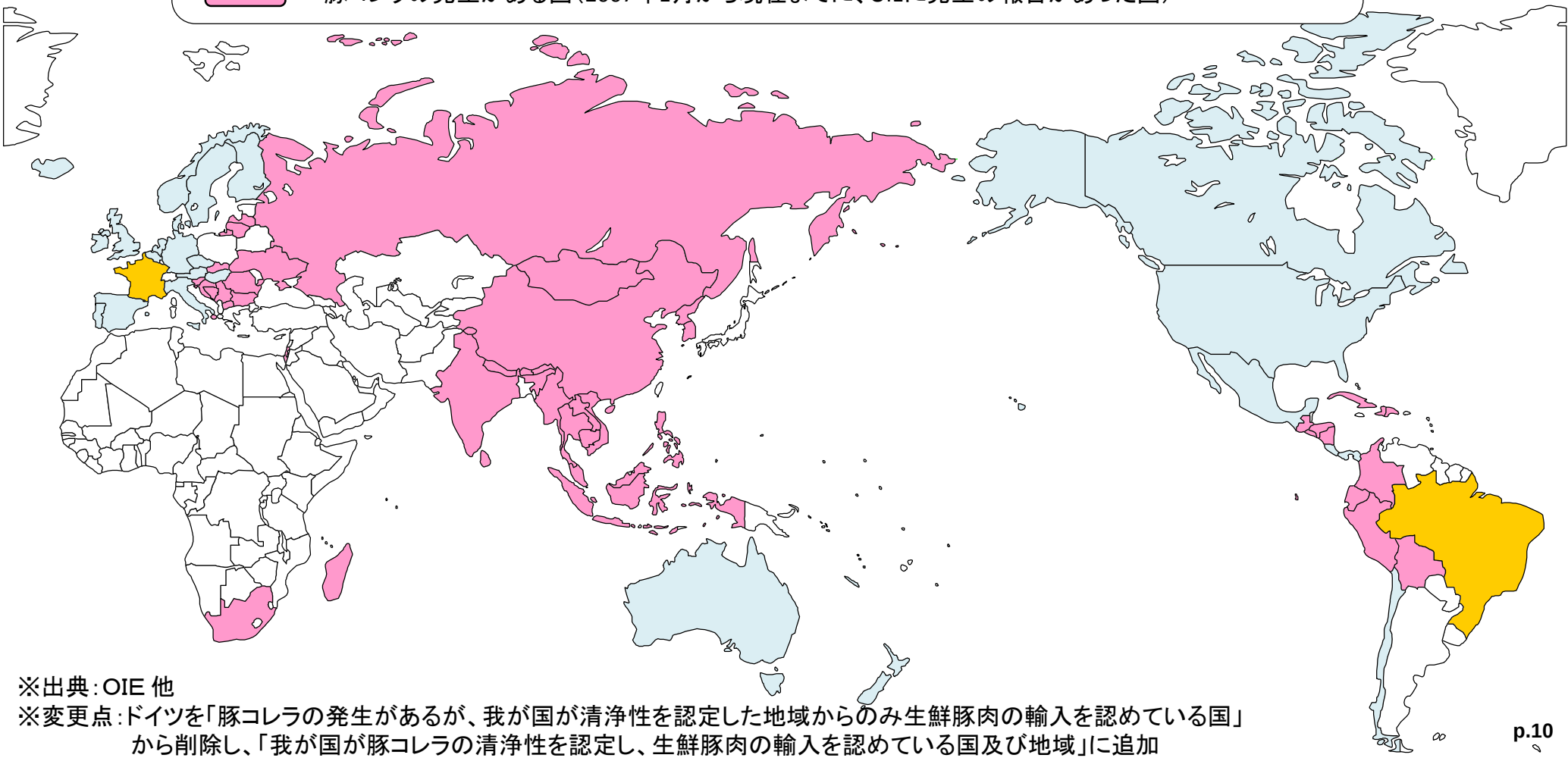

※出典：OIE 他

※変更点：ドイツを「豚コレラの発生があるが、我が国が清浄性を認定した地域からのみ生鮮豚肉の輸入を認めている国」から削除し、「我が国が豚コレラの清浄性を認定し、生鮮豚肉の輸入を認めている国及び地域」に追加

口蹄疫等の侵入防止のための水際検疫の強化

・　韓国等東アジアにおける口蹄疫の発生を受け、国内への侵入を防ぐため、空海港での入国者の靴底消毒・車両消毒や、旅客への注意喚起や検疫探知犬を活用した抜き打ち検査などの動物検疫措置について一層の強化・徹底を実施。

・　平成23年４月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、本病の発生国からの入国者に質問を実施したり、携帯品の検査や必要に応じた消毒を実施することができるようになるなど、ウイルス侵入防止措置をより一層強化。

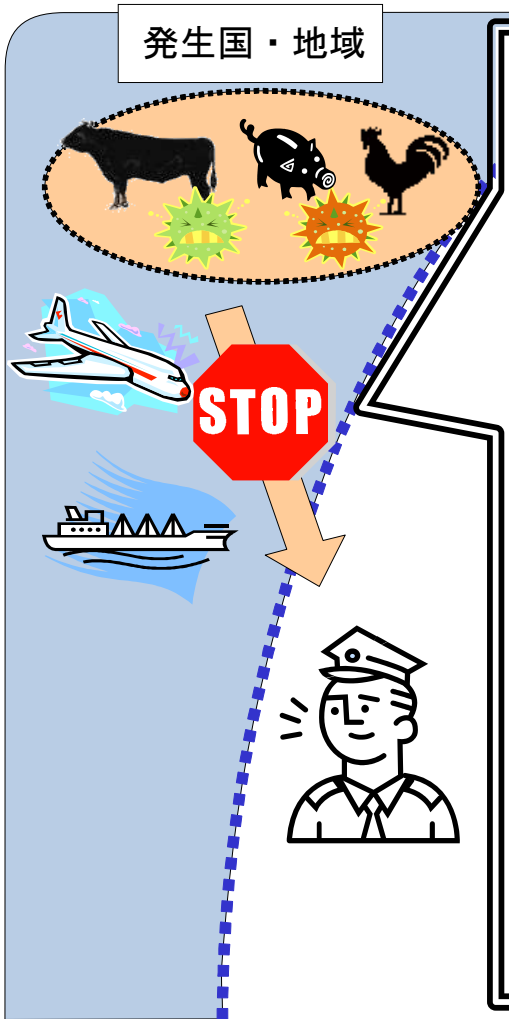

国際空海港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する注意喚起

発生国からの入国者への質問の実施

検疫探知犬による手荷物検査

消毒マットを用いた靴底消毒

Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？ ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

（必要に応じ、英語、中国語、韓国語等を記載した資料を使用）

家畜伝染病の発生状況

・口蹄疫は、平成22年に宮崎県で発生したが、平成23年２月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
・牛の結核病やブルセラ病は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生が確認。
・牛海綿状脳症（BSE）は、平成13年９月以降、計36例の発生が確認されたが、平成25年５月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。
・豚コレラは、平成５年以降国内での発生は確認されておらず、平成27年５月のOIE総会で「豚コレラ清浄国」に認定。
・高病原性鳥インフルエンザは、直近では、平成28年11月から平成29年3月末までに、青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県の９道県で計12件の発生が確認されたが、平成29年６月にOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。

【主要な家畜伝染病の発生状況[注１]の推移】

（単位：戸数）

年 （平成）	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
口蹄疫	0	0	0	0	0	0	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0
結核病（牛）	1	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーネ病（牛）	433	439	604	488	606	441	278	313	235	331	211	293	326	327	315	268
BSE（牛）	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病（牛）	1	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血（馬）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
伝達性海綿状脳症（BSE以外）	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0
高病原性鳥インフルエンザ	0	0	5	0	0	4	0	0	1	23	0	0	4	2	7	5
低病原性鳥インフルエンザ[注2]	0	0	0	41	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：農林水産省消費・安全局「家畜伝染病の発生状況」
注１：家畜伝染病予防法第13条第１項の規定による患畜届出件数（ただし、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜の件数を含む）。
　　データは平成29年9月までの集計結果。
注２：平成23年４月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）は低病原性鳥インフルエンザに呼称を変更。